

## 不法投棄は「しない」「させない」「許さない」

問環境事業課（市役所6階）☎22-8255

定められた方法以外でごみを捨てることや、自分が所有する土地であっても、ごみを放置したり、無許可で埋め立てたりすることは、不法投棄であり犯罪です。不法投棄をした人には5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金（法人は3億円以下）があります。



### 不法投棄されないために

捨てた人が分からない場合、ごみの処分費用は、土地所有者などの管理者が負担することになります。捨てられない環境を作りましょう。

### 捨てられない環境作りのポイント

(例) ごみを片付ける、草を刈る、ロープを張る、柵を設置する、定期的に見回りをする  
※関係機関と連携し、捨てた人への改善指導、防止対策（看板や監視カメラの貸し出し）をしています

### 不法投棄を見つけたらお知らせください

- 環境事業課☎22-8255
- 各支所・出張所
- 津山警察署生活安全課☎25-0110
- 美作県民局環境課☎23-1243

## 犬・猫を飼っている皆さんへ 飼育マナーを守りましょう

問環境生活課（市役所1階1番窓口）☎32-2055

### ●登録・届出をしましょう

犬が新しい家族になるときは、登録が必要です。住所が変わったときや亡くなったときも届け出ましょう。

### ●狂犬病予防注射を毎年受けましょう

1年に1度の狂犬病予防注射が法律で決められています。忘れずに受けましょう。

### ●放し飼いはやめましょう

犬・猫の放し飼い、リードや鎖のない散歩、糞を始末しないなどのマナー違反、野良猫への安易な餌やりは、トラブルの原因になります。

### ●鑑札・注射済票を犬に付けましょう

迷い犬になったとき、役立ちます。

## 作品募集中! 津山市景観賞

問〒708-8501津山市山北520都市計画課（市役所5階）☎32-2096 ✉tokei@city.tsuyama.lg.jp

市内で魅力ある景観づくりにつながる活動や、景観の維持・向上に配慮した建物、広告物を募集します。「建築物」「広告物」「景観活動」の3つの部門で、自薦・他薦は問いません（他薦の場合、所有者の同意が必要）。

**応募方法** 窓口に備え付けの応募用紙（市ホームページから印刷可）に記入し、写真などの必要書類を添えて、Eメール、郵送または窓口で直接提出する

**締め切り** 8月31日(水)

### 令和3年度 景観賞受賞作品



建築物部門



景観活動部門



## 国民年金保険料の免除制度

問市民窓口課（市役所1階7番窓口）☎32-2072、各支所・出張所  
津山年金事務所（田町）☎31-2360

経済的な理由で、国民年金保険料の納付が難しい場合、2年1カ月前までさかのぼって、免除や猶予を申請することができます。

申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

### 申請に必要なもの

- マイナンバーカード
  - 失業後申請する場合、離職票か雇用保険受給資格者証
- ※マイナンバーカードがない場合、個人番号（マイナンバー）か基礎年金番号が分かるものと、顔写真付きの身分証明書

### 例：令和4年度分の免除・猶予の場合

	免除申請	納付猶予
内容	保険料の免除 (全額, 4分の3, 半額, 4分の1)	納付期限の 延長
対象	前年の所得が 一定額以下	50歳未満で 前年の所得が 一定額以下
免除・猶予 対象期間	令和4年7月分～令和5年6月分	
所得の 審査対象	本人 配偶者 世帯主	本人 配偶者

### 免除や猶予があると・・・

保険料を全額納めた時に比べ、受け取る老齢基礎年金の額が少なくなります。

将来受け取る額を増やすため、10年以内であれば、さかのぼって免除・猶予された期間の保険料を納める（追納する）ことができます。

### 保険料を未納のままにすると・・・

病気やけがをしたとき、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができなかつたり、将来的に老齢基礎年金を受け取ることができなかつたりすることがあります。

### 保険料の前納がお得です

令和4年度の国民年金保険料は月額16,590円です。まとめて支払うと保険料が安くなります。6カ月前納すると、毎月納付した場合よりも810円（口座振替は1,130円）お得です。申込方法や前納期間ごとの割引額など、詳しくは、お問い合わせください。  
※10月分～令和5年3月分までの6カ月前納の申込期限は8月31日(水)です（現金納付を除く）  
※1年前納、2年前納は、令和5年度分以降が対象です

## 子どもの居場所づくり してみませんか?

問子育て推進課（津山すこやか・こどもセンター内）☎32-2065

地域の大人が子どもたちに関わり、食事の提供や学習支援など、子どもが安心して過ごすことができる居場所を作る団体に補助しています。予算額に達し次第、受付を終了します。

### 要件

- ①月1回以上開設し、3年以上継続する
- ②5人以上の子どもの利用を見込んでいる
- ③他の補助を受けていない

※詳しくは、お問い合わせください。

### 補助内容

- 開設の初期費用  
30万円以下  
※家賃は対象外
- 運営の費用  
10万円以下

